「内閣官房セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」（概要）

内閣官房の職員は、内閣の重要政策の企画・立案・総合調整のために個々の政策ごとに各府省から出向等により賄われており、一定の任期を経ての所属府省等との異動が頻繁に行われること、所管する情報システムの大半が治安、安全保障等に係る業務に関するもので運用・管理する職員を含めシステムの詳細が明らかにできないことなどから、組織的・体系的に、情報セキュリティ・IT に係る人材確保・育成を行うことが難しいことを踏まえ、一般職員の情報リテラシーの維持・向上を主眼として「内閣官房におけるセキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定する。

内閣官房では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備

内閣官房では、内閣総務官室がセキュリティ・IT に係る統括部局を担っているが、内閣官房職員のリテラシー向上に係る研修の拡充、内閣官房が利用する内閣府ＬＡＮに係る運用業務や、人事給与業務の見直し等業務改革を含む内閣官房内の情報セキュリティ対策の強化や情報化推進の強化を重視し業務遂行体制の強化に必要な機構・定員要求等を実施。

２．一般職員の情報リテラシー向上

情報システムや情報セキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、次の研修を実施する。

〇全職員向け研修（役職別研修も含む）
〇新規異動者向け研修
〇外部研修への積極的参加
〇標的型攻撃メールに対する教育訓練

内閣法制局セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要）

平成28年8月31日
改正　平成29年8月31日
内 閣 法 制 局

はじめに

本計画は、内閣法制局が所管する情報システムが主に局内における小規模なシステムに限られることを踏まえ、平成３１年度を目途に、当該システムの適切な運用管理及びサイバーセキュリティ対策を図るため、当局の組織規模・人事構成に鑑み、プロパー職員の情報セキュリティ及びＩＴに係る能力の向上に主眼を置き、当局におけるセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成を図ることを目的として策定するものである。

１　体制の整備と人材の拡充

内閣法制局は、小規模な組織であり、また、職員の多くは外部からの出向職員で構成されていることから、情報管理担当部門の体制整備・人材確保には制約がある。このことを踏まえ、同部門に配置されていないプロパー職員においても、情報セキュリティ及びＩＴに係る知識の習得を図ることにより、当局全体の体制を強化・整備することとする。そのため、情報セキュリティ及びＩＴに係る研修の受講等の機会の増大、内閣官房、総務省等との人材交流等について、調整を図ることとする。

⑴　セキュリティ・ＩＴに係る統括部局の体制の整備

サイバーセキュリティ・ＩＴについては、情報管理担当部門のほか、局内各部局に情報セキュリティ管理者を置き、統括情報セキュリティ責任者を通じて、局内全体を統括する体制を構築している。

当局における機構・定員要求については、法令審査事務又は意見事務の遂行上、セキュリティ・ＩＴに関わる体制整備が必要となる場合に、他の諸課題（法令審査体制の整備等）への対応のための機構・定員要求との優先度を比較しつつ、平成３１年度以降、セキュリティ・ＩＴに係る事務を統括するとともに「内閣法制局ＬＡＮシステム」及び「法令審査支援システム」を所管する情報管理担当部門について検討する。

⑵　社会的な影響の大きいシステムを所管する部局の体制の整備

内閣法制局においては､社会的な影響の大きいシステムを所管していないことから、その関係の体制の整備を図ることとはしていない。

⑶　人材の拡充についての方針

プロパー職員は、主たる業務である法令審査事務に関する十分な知識・経験を有する必要があるほか、各種官房事務にも従事させる必要があることから、当該職員全員について、情報セキュリティ及びＩＴに係る能力向上を図ることにより、当局全体の体制を強化・整備することとする。そのため、情報セキュリティ及びＩＴに係る研修の受講等の機会を増大し、内閣官房、総務省等との人材交流等について調整を図ることとするほか、採用に当たっても、それらに係る知識の習得状況等を考慮することと

する。

⑴のとおり、当局においては、法令審査事務又は意見事務の遂行上、セキュリティ・ＩＴに関わる体制整備が必要となる場合に、他の諸課題（法令審査体制の整備等）への対応のための機構・定員要求との優先度を比較しつつ、セキュリティ・ＩＴ人材が所属する情報管理担当部門について検討することとしており、セキュリティ・ＩＴ人材への適切な処遇の確保については、こうした体制整備の中で、業務の特殊性・専門性等に鑑み、行うことを検討する。

２　有為な人材の確保

内閣法制局においては、主たる業務である法令審査事務に配置することを前提とした採用を行っているところ、これに加えて、情報セキュリティ・ＩＴに係る素養、知識の習得状況及び関係業務への意向等も考慮した採用を行うこととする。また、極めて少ないプロパー職員に対し、情報セキュリティ・ＩＴ部門に特化したキャリアパスを想定することは困難であるが、研修受講機会の増大を推進するほか、内閣官房、総務省等との人事交流等による人材の登用により、情報管理担当部門に配置されたプロパー職員への技術伝搬（ＯＪＴ）等を通じて、能力の育成を図っていく。

３　セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

情報セキュリティ・ＩＴに関する研修については、全職員を対象に総務省において用意する研修等を積極的に受講させるほか、情報管理担当部門に配置する職員には、内閣官房主催の研修への受講、内閣官房等から提供される情報セキュリティ・ＩＴに係る能力向上のための各種情報の積極利用を推進することにより、人材育成を図る。

⑴　内閣官房及び総務省において用意する研修の活用

内閣法制局においては、極めて少ない職員を、各種部門に配置せざるを得ず、特に、プロパー職員については、情報管理担当部門に長期間にわたり配置することが困難であること等から、個々の職員の受講実績、担当業務に求められる必要性等に応じて（情報管理担当部門の職員にあっては、より専門的な担当業務に求められる必要性も勘案して）、次のとおり内閣官房及び総務省において用意する研修の活用を図ることとする。

全職員（特にプロパー職員）について、総務省において用意するレベルＡ又はレベルＢの研修を、個々の職員の受講実績に応じて、毎年度１つ以上受講させるものとする。また、情報管理担当部門の職員については、同様にレベルＤまでの研修の受講を目指すほか、さらに、内閣官房主催の勉強会、研修等への参加を積極的に推進し、情報セキュリティ・ＩＴに係る能力の向上を図る。

⑵　出向

現在、総務省との人事交流により、同省情報管理部門の職員の出向を受け入れているところであるが、当局職員の内閣官房、総務省等への出向については、当局の組織規模、人事構成、人材育成の状況等を踏まえ、調整を図っていく。

４　人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

⑴　全体的なキャリアパス像

内閣法制局においては、その組織規模等から、情報管理担当部門に長期間配置することは困難であるが、プロパー職員全員について、情報セキュリティ及びＩＴに係る能力向上を図ることとしており、課長級職員への昇任に際しては、情報セキュリティ・ＩＴ知識の習得状況、能力等について十分に勘案する。

⑵　キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

①　セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

②　情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

長官総務室　課長級ポスト

プロパー職員が情報システム及びＩＴに係る知識の習得を図ることにより、当局全体の体制が強化・整備され、職員の全体的な能力等の底上げが図られる。その職員を管理等する立場の課長級ポストへの登用については、一定程度以上の情報システム・業務改革に関する知識等を有することを十分に勘案して行うこととする。

５　一般職員の情報リテラシー向上

内閣法制局においては、情報システム及び情報セキュリティに関する一般職員のリテラシー向上のため、次の研修等を行うこととする。

⑴　全職員向け研修

・研修内容：情報セキュリティ対策
・研修対象者：全職員
・受講予定者数：毎年８０名程度
・実施時期：９月～１０月頃
・実施方法：講義形式

⑵　外部研修への積極的参加

内閣官房が実施する情報セキュリティに係る勉強会等及び総務省が実施する情報システム統一研修等の受講を積極的に推進する。

・研修内容：情報セキュリティ、情報システム等
・受講対象者：全職員
・受講予定者数：研修内容による
・実施時期：各研修の実施時期による
・実施方法：講義形式、e-ラーニング

⑶　標的型攻撃メール訓練

・研修内容：標的型攻撃メールへの対応
・訓練対象者：全職員
・実施時期：時期は不定期、複数回実施

人事院におけるセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画の概要

平成29年８月31日

はじめに

本計画は、人事院で所管する人事・給与関係業務情報システム（以下「人給システム」）や採用試験の受験申込みシステムが多くの個人情報を取り扱うシステムであることを踏まえ、セキュリティ・ITに係る統括部局及び社会的に影響の大きいシステムを所管する部局の体制を整備し、その体制を担う人材としてセキュリティ・ITの専門的知識を有する人材の確保を図ることを目的に策定。

本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

体制の整備と人材の拡充

セキュリティ・ITに係る統括部局及び人給システムを管理運用する部局の体制の整備として、サイバーセキュリティ対策の強化と人給システムの安定的運用を重視し、必要な機構・定員要求を行う。また、サイバーセキュリティ対策のための人材拡充及び能力向上に向け、橋渡し人材の候補者については、総務省主催の研修へ参加させるほか、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」）等への出向を検討・実施する。

セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

情報セキュリティに関する研修については、職員のリテラシー向上を図るため、新規採用職員を対象とした情報セキュリティに係るe-ラーニング研修、管理職員を対象とした情報セキュリティの確保に関する研修会、全職員を対象と

した情報セキュリティに関するe-ラーニング研修を実施。

平成30年度以降は、これらに加え、総務省主催の情報システム統一研修の受講対象者を見直し、橋渡し人材の候補者を増やすとともに、これら職員に必要とされる能力やスキルの向上を図る。

人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

（１）全体的なキャリアパス像

情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督を行う体制を整備し、必要な知識・経験等を有する職員を確保・育成していくことを目指す。情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験、知識・能力の習得の観点及びセキュリティ・IT統括部局等の運営等の観点から、採用後のキャリアパスの一例は次のとおり。

◆採用・係員

・研修：内閣府主催のExcel技能研修　（マクロ/VBAに関すること）又は総務省主催の情報システム統一研修（データ分析技法、情報システム入門、電子政府基礎）　等

・所属部署：総務課情報管理室、電子化推進室、人材局試験専門官室　等

・出向等：NISC、各省行政部門　等

◆係長クラス

・研修：総務省主催の情報システム統一研修（情報セキュリティ基礎、ネットワーク基礎、データベース基礎）　等

・所属部署：総務課情報管理室情報管理専門官、電子化推進室情報システム専門官、人材局試験専門官、給与第一課情報統計専門官　等

・出向等：NISC、各省行政部門　等

◆課長補佐クラス

・研修：総務省主催の情報システム統一研修（プロジェクト管理、システム運用・保守）　等

・所属部署：総務課情報管理室情報管理専門官、電子化推進室情報システム専門官、人材局試験専門官、給与第一課情報統計専門官　等

・出向等：NISC、各省行政部門　等

◆管理職

・研修：総務省主催の情報システム統一研修（情報セキュリティ運用（仮）、プロジェクト管理）　等

・所属部署：総務課情報管理室長、電子化推進室上席情報システム専門官、人材局次席試験専門官、給与第一課上席情報統計専門官　等

・出向等：なし

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

・研修：総務省主催の情報システム統一研修（情報セキュリティ管理又は情報セキュリティ技術（仮））、内閣官房主催の情報セキュリティ研修

（２）キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配置が想定される主な部署・役職等は次のとおり。

①　セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

◆事務総局総務課

・課長

・情報管理室長

・情報管理専門官

・情報セキュリティ専門官

・個人情報保護専門官

②　情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

◆事務総局総務課

・課長

・情報管理室長

・情報管理専門官

・情報セキュリティ専門官

・個人情報保護専門官

・広報室長

・情報公開専門官

◆事務総局参事官付（電子化推進室）

・参事官

・上席システム運用専門官

・上席情報システム専門官

・上席システム管理専門官

・システム運用専門官

・情報システム専門官

・システム管理専門官

◆人材局試験課

・課長

・人材局試験課試験監理専門官

・試験情報専門官

◆給与局給与第一課

・上席情報統計専門官

・情報統計専門官

③　事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職

◆事務総局総務課

・課長

・情報管理室長

・情報管理専門官

・情報セキュリティ専門官

・個人情報保護専門官

④　一般行政事務について、特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課室

◆事務総局（院内の調整業務等）

・総務課

・企画法制課

・人事課

一般職員の情報リテラシー向上

今後の一般職員の情報リテラシーの向上に向け、現在行っている情報セキュリティに係るe-ラーニング研修等に加え、総務省等の主催研修を積極的に受講させる。

◆全職員向け研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：全職員

・受講予定者：毎年600名程度

・実施時期：10月から12月の間の一定期間

・実施方法：e-ラーニング

◆新規採用職員向け研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：新規採用職員

・受講予定者：毎年10数名程度

・実施時期：毎年４月

・実施方法：講義形式

◆新規異動者向け研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：新規採用職員等

・受講予定者数：年間160名程度

・実施時期：職員となった日から３か月以内に適宜実施

・実施方法：e-ラーニング

◆管理職員向け研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：新たに管理職員となった者

・受講予定者数：年度により異なる（本年度は30名程度）

・実施時期：４月又は５月

・実施方法：幹部職員による講義形式

施行期日等

本計画は、制定の日から施行し、平成33年4月1日までの間において実施。

以　　上

平成２９年８月３１日

宮内庁セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要版）

はじめに

近年の政府機関等を対象としたサイバー攻撃事案の増加等に鑑み，宮内庁においても，情報システムの運用管理と情報セキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等に取り組み，セキュリティを確保しつつ効率的な行政運営の実現を図ることが必要である。

情報システムの適切な運用管理と情報セキュリティ対策の指揮監督を行う組織については，宮内庁の情報システム数の規模（６つ）も考慮しつつ，引き続き，その強化を図る。そして，限られた体制の中でも最大限の対応ができるよう，有為な人材の確保に努め，達成するべき専門知識・能力のレベルを明確にした上で，それらを習得させるべく，適切に育成を行う。

以上を目的として，平成２８年度から平成３１年度の４年間を対象に，以下のとおり「宮内庁におけるセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画」を策定する。

なお，本計画は，必要に応じて，適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

宮内庁のセキュリティ・ＩＴに係る専任体制

平成９年度　長官官房秘書課調査企画室に情報係長を設置
平成１１年度　情報係員を設置
平成１９年度　情報セキュリティ対策専門官（調査企画室長補佐と兼務）を設置
平成２８年度　情報技術専門官を設置（民間から登用）

今後は，本計画に基づき，更なる体制の整備を進めていく。

また，人材の拡充及び能力の向上のために，セキュリティやＩＴに係る素養のある人材の新卒採用，専門的知見を有する民間経験者の採用，セキュリティ・ＩＴの統括部局及び関連部局への配置，内閣官房及び総務省の研修の活用等を実施する。

２．セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

橋渡し人材及びその候補者を対象

・内閣官房及び総務省が提供する研修の積極的な活用
・橋渡し人材の育成のためには，インシデントレスポンスに関する業務経験や情報システム改革に関する業務経験は有意義であると考えられるため，これらの業務を所掌する政府部内機関への出向について引き続き実施する。
・ＣＳＩＲＴ構成員については，上記育成のほか，宮内庁に対するサイバー攻撃への対処に特化した初動対応教育・訓練を行う。ＣＳＩＲＴ構成員以外の職員であっても，ＣＩＳＯが相応しいと認めた者については，その参加を認める。

３．人事ルート例

（１）全体的なキャリアパス像

橋渡し人材及びその候補者については，情報セキュリティ・ＩＴの統括部局を軸に，予算・調達担当部局，情報システム運用部局等の関連部局を経験させることによって，実践的な知見や応用力を身に付けさせ，将来的には，適性に応じて管理職ポストへの配置も行う。

（２）キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

①　セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

ｉ）長官官房秘書課調査企画室

・室長，室長補佐（情報係担当），情報技術専門官，情報係長

②　情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

ｉ）宮内庁情報ネットワークシステム所管

長官官房秘書課調査企画室

・室長，室長補佐（情報係担当），情報技術専門官，情報係長

ⅱ）宮内庁公開システム所管

長官官房総務課報道室

・室長，室長補佐（広報係担当），広報専門官，広報係長

４．一般職員の情報リテラシー向上

一般職員の情報システム及び情報セキュリティに関するリテラシー向上のため，次の研修等を行う。

・新規採用職員向け研修（講義形式）
・情報セキュリティ責任者及び同副責任者向け研修（個別及び小講義形式）
・全職員向け研修（講義形式に加え，研修資料を全庁掲示板に掲載して周知）
・全職員向け標的型メール攻撃訓練（毎年度実施，時期は不定期）

公正取引委員会セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要版）

平成 29 年８月 31 日
最高情報セキュリティ責任者／情報化統括責任者
官房総括審議官

はじめに

(1) 経緯

公正取引委員会においては，近年，情報セキュリティ及び情報システムに関する知識を習得させるため，情報システム担当部署に所属する職員を中心として，一般職員及び管理職を対象とした研修等を実施することによりセキュリティ・ＩＴ人材を育成してきた。

他方，サイバーセキュリティ対策推進会議（ＣＩＳＯ等連絡会議）・各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議において「政府機関におけるセキュリティ・ＩＴ人材育成総合強化方針」（平成 28 年３月 29 日）が決定され，同方針において，各府省庁の統括部局の体制の整備及び人材の拡充を行い，併せて各府省庁の一定のシステム所管部署の体制の整備及び人材の拡充を行うことが求められていることから，公正取引委員会においても，現状以上にセキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成を行う必要がある。

(2) 目的

本計画は，公正取引委員会で所管する情報システムにおいて，セキュリティ対策のための人材が必要であるとともに，システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材が必要であることを踏まえ，平成 31 年度を目途に，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督をする組織として，司令塔機能を有する体制を充実し，その体制を担う人材として橋渡し人材等の確保を図ることを目的に，平成 28 年８月 31 日に「公正取引委員会におけるセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画」として策定したものである。

公正取引委員会では，本計画の着実な実施に向けて取り組んでいるところであり，策定後１年間のセキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成状況等を踏まえて本計画の見直しを行ったものである。

１．体制の整備と人材の拡充

公正取引委員会では，平成 28 年度のサイバーセキュリティ・情報化参事官の新設を機に，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等について，強力な体制を構築することとしている。このため，サイバーセキュリティ・情報化参事官の下の体制（以下「情報システム室」という。）の強化に必要な機構・定員の要求を行う。

また，情報システム室及び審査局システム担当部署における人材の拡充並びに当該

職員の能力の向上のために今後３年間において，内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「ＮＩＳＣ」という。）等への職員の出向，職員に対するセキュリティ・ＩＴに関する研修の実施等を行う。

２．有為な人材の確保

一般職として新規採用した職員の中から，２年間に１名程度橋渡し人材候補として育成していくことを視野に入れた採用活動を行う。その際，採用時の面接等で情報セキュリティやＩＴに係る素養及び関係業務への意向を確認することとする。新卒採用により確保した人材については，ＯＪＴ，出向，研修等を通じてセキュリティ・ＩＴ関係の業務処理に関する能力等の育成，適正性の有無の判断等を行うものとする。

また，橋渡し人材については，最終的には新卒採用者からの育成を基本としつつ，当面はセキュリティ・ＩＴ関係の人材の確保が必要であることから，官民人事交流の枠組みを使った採用や，民間企業等におけるセキュリティ・ＩＴ関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて中途採用していく。なお，採用に当たっては，公正取引委員会における一般行政事務への志望のみならず，セキュリティ・ＩＴ関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。中途採用により確保した人材については，ＯＪＴ，出向，研修等を通じてセキュリティ・ＩＴ関係の業務処理に関する能力の育成に加え，研修やＯＪＴを通じた一般行政事務についての育成も併せて行うものとする。

３．セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

公正取引委員会では，橋渡し人材が受講すべき研修については，総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修及び内閣官房が実施する研修等を活用し，毎年数名程度の受講を目途にそれぞれ実施していくものとする。また，出向等については，平成29年度においても引き続きＮＩＳＣに職員を派遣するとともに，同年度から，総務省行政管理局に係長級の職員１名を派遣したところであり，今後も当該出向を継続していくこととする。

なお，研修によって得られた成果は，人事評価等により，セキュリティ・ＩＴに関する能力やスキルの観点から適切に評価していく。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

公正取引委員会では，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮監督する体制を整備し，必要な知識，経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から，公正取引委員会採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用年から６年目頃まで）

情報セキュリティ及びＩＴに関する基礎的な知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については，情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

◆係長クラス（６年目頃から 18 年目頃まで）

情報セキュリティ及びＩＴに関する上位者から要求された作業が可能となる応用的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については，情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

また，ＮＩＳＣ又は内閣官房情報通信技術総合戦略室への出向や，セキュリティ・ＩＴ系の大学院への派遣を経験させる。

◆課長補佐クラス（18 年目頃以降）

情報セキュリティ及びＩＴに関する独力で高度な作業を行うことができる専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については，情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

◆管理職

情報セキュリティ及びＩＴに関するプロジェクト管理と下位者への指導･育成が可能となる高度な専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

サイバーセキュリティ・情報化参事官以外の管理職を経験させる。

◆サイバーセキュリティ・情報化参事官

情報セキュリティ及びＩＴに関するプロジェクト創造と下位者への指導･育成が可能となる高度な専門的知識・技能に関することを受講させる。

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

公正取引委員会において，情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

① セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

ⅰ）情報システム室

・サイバーセキュリティ・情報化参事官

・課長補佐

・係長

・係員

ⅱ）審査局システム担当部署

・審査局企画室長

・課長補佐
・係長
・係員

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

ｉ）情報システム室

・サイバーセキュリティ・情報化参事官
・課長補佐
・係長
・係員

ⅱ）審査局システム担当部署

・審査局企画室長
・課長補佐
・係長
・係員

③ 一般行政事務について，特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課室と役職

独占禁止法等の違反事件審査関係業務，企業結合の審査業務

５．一般職員の情報リテラシー向上

公正取引委員会では，情報システム及びセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため，次の研修を実施することとしている。

〇全職員向け研修

ｉ）情報セキュリティ強化週間ｅラーニング研修

・研修内容：セキュリティ・個人情報保護について
・受講対象者：全職員
・受講予定者数：毎年 900 名程度
・実施時期：第２四半期
・実施方法：ｅラーニング

ⅱ）一般職員向けｅラーニング研修

・研修内容：セキュリティについて
・受講対象者：全職員
・受講予定者数：毎年 900 名程度
・実施時期：第４四半期
・実施方法：ｅラーニング

〇階層別研修

以下に記載の階層別研修のほか，必要に応じ行っていく予定。

ｉ）新規採用者向け研修

・研修内容：セキュリティ・ＩＴについて
・受講対象者：新規採用者
・受講予定者数：毎年 30 名程度
・実施時期：毎年４月（セキュリティ約１時間，情報システム約３時間のコース）
・実施方法：情報セキュリティ・ＩＴ担当者からの講義形式

ⅱ）総括業務新任者研修（係長級）
・研修内容：セキュリティ・ＩＴについて
・受講対象者：総括業務に従事する係長相当職
・受講予定者数：毎年 15 名程度
・実施時期：７月（30 分のコース）
・実施方法：情報セキュリティ・ＩＴ担当者からの講義形式

ⅲ）新任管理職向け講習（管理職級）
・研修内容：セキュリティ・ＩＴについて
・受講対象者：一般行政事務に従事する管理職昇任１年以内の職員
・受講予定者数：毎年数名
・実施時期：７月又は８月（１時間のコース）
・実施方法：サイバーセキュリティ・情報化参事官からの講義形式

ⅳ）管理職向け研修（管理職級）
・研修内容：セキュリティ・ＩＴについて
・受講対象者：一般行政事務に従事する管理職相当職
・受講予定者数：毎年 100 名程度
・実施時期：毎年２月（１時間のコース）
・実施方法：サイバーセキュリティ・情報化参事官及びＣＩＯ補佐官からの講義形式

以上

個人情報保護委員会セキュリティ・IT 人材確保・育成計画（概要）

平成 29 年８月 31 日

はじめに

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として平成 28 年１月に設置された、高い独立性を有する監視・監督機関である。具体的な業務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年５月 31 日法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報を指す。以下同じ。）の取扱いに係る監視・監督及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）に基づく個人情報の取扱いに関する監督を行うほか、こうした業務を支えるための情報システムの整備・運用を行うものである。

このような監視・監督機関としての性格及び業務内容から、事務局職員のうち一定の職員には、情報セキュリティ・IT の知見が必要不可欠である。

そこで、委員会で所管する上記業務の適切な遂行及び情報システムの適切な整備・運用が、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び個人情報の利活用・保護の推進のために必要不可欠であることを踏まえ、平成 31 年度をめどに、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等を行う組織として、情報システム担当参事官以下の体制を整備し、その体制を担う人材としてセキュリティ・IT 人材の確保を図ることを目的に、以下のとおり「個人情報保護委員会におけるセキュリティ・IT 人材確保・育成計画」として策定するものである。

委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、毎年度末にセキュリティ・IT 人材の確保・育成状況等をフォローするとともに、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

委員会では、情報セキュリティ・IT に係る統括部門（委員会内の情報システムの整備・運用の全体管理等）及び上述の業務を適切に遂行するための部門（特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等）の体制の整備として、セキュリティ・IT 人材の確保を重視し必要な機構・定員要求を行う。また、人材の拡充及び能力の向上のために今後４年間において、委員会で新たに採用した職員を中心に情報セキュリティ・IT 関係の講座を有する大学及び大学院への派遣、諸外国の個人情報保護機関への派遣のほか、委員会事務局職員に対する情報セキュリティ・IT に関する研修の実施等を行う。

２．有為な人材の確保

毎年度、新規採用職員を技術系（電気・電子・情報）職員を含め、５名程度確保し、橋渡し人材候補者として育成していくこととする。新規採用した職員については、研修等を通じて情報セキュリティ・IT に関する能力等の育成、適正性の有無の判断等を行うものとする。

また、橋渡し人材については、最終的には新規採用職員からの育成を基本としつつ、当面は特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等業務におけるシステム面での分析関係業務に知見を有する人材の確保が必要であることから、民間企業等における情報セキュリティ・IT 関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて任期付職員や非常勤職員、さらには中途採用職員として採用していく。なお、採用に当たっては、委員会における一般行政事務への志望のみならず、情報セキュリティ・IT 関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。

３．セキュリティ・IT 人材育成支援プログラム

委員会における橋渡し人材の候補者向けに、以下のとおり研修を実施する。

情報システムに関する研修については、総務省が実施する情報システム統一研修を活用し、委員会で新たに採用した職員は全員が、他府省からの出向職員は本人の知識及び技能の程度、保有する資格並びに業務上の必要性及び優先度を踏まえて受講する。

情報セキュリティに関する研修については、情報システム統一研修及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等が実施する研修を活用するとともに、委員会においても自ら研修等を行い、委員会で採用した職員は全員、他府省からの出向職員は本人の知識及び技能の程度、保有する資格並びに業務上の必要性及び優先度を踏まえて受講する。

なお、情報セキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者には、情報システム統一研修のうち「情報セキュリティ入門」の受講を原則とする。

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等のために、情報セキュリティ・IT 及び特定個人情報についての知識・経験を有する者が必要である。他方、委員会で新たに採用した職員については、平成 27 年度（３名）、平成 28 年度（２名）及び平成 29 年度（５名）の計 10 名であり、係長級昇任時等をめどに、情報セキュリティ・IT に関する実践的な業務を経験させるため、他府省等に出向させる人事企画を検討する。

また、新規採用職員については、本人の希望や適性を踏まえて、情報セキュリティ・IT 関係の講座を有する大学及び大学院へ派遣する。さらに、情報セキュリティ・IT

関係の業務を行っている監査法人等の民間企業への出向等についても、検討を行っていくこととする。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1)　全体的なキャリアパス像

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等の体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした経験や知識・能力の習得の観点から、委員会事務局採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用～５年目頃）

- 研修：情報セキュリティ・IT に関する基礎的な研修
- 所属部署：委員会事務局各係
- 出向等：情報セキュリティ・IT 関係の講座を有する大学及び大学院等での講座受講、国際機関等

↓

◆係長クラス（６年目頃）

- 研修：情報セキュリティ・IT に関する実務的な研修
- 出向等：他府省等、国際機関等

↓

◆課長補佐クラス（15 年目頃）

- 研修：マネジメントに関する研修
- 出向等：他府省等、国際機関等

↓

◆管理職

- 研修：マネジメントに関する研修

(2)　キャリアパス関係

委員会において、情報システムや特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等に関係する部署として職員配置が行われる部署・役職等は次のとおりである。

①　特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督

ⅰ　特定個人情報関係

事務局総務課（監視・監督担当）（企画官、補佐、係長）

事務局参事官室（システム担当）（参事官、企画官、補佐、係長）

ⅱ　個人情報の取扱い（ⅰを除く。）に係る監督に関係

事務局参事官室（ＰＤ担当）（参事官、企画官、補佐、係長）

②　情報システム関係

ｉ　情報システム関係

事務局総務課（情報システム担当）（調査官、補佐、係長）

③　一般行政事務関係

ｉ　事務局総務課（人事担当・会計担当）（企画官、補佐、係長）

５．一般職員の情報リテラシー向上

委員会は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする組織であることから、情報システムの整備・運用又は特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等業務に従事しない職員であっても、情報システム及び情報セキュリティに関する基本的な知識及び技能を習得して業務に従事することが不可欠である。

このため、一般行政職員の情報リテラシーの向上を図る観点から、次の研修を実施するものとする。

○　新入職員・転入職員向け研修

- 研修内容：情報セキュリティについて
- 受講対象者：新入職員・転入職員
- 実施時期：新入又は転入後なるべく速やかに
- 実施方法：職員による講義形式

○　全職員向け研修

- 研修内容：情報セキュリティ研修
- 受講対象者：全職員
- 実施時期：随時（年数回）
- 実施方法：職員又は外部講師による講義形式

総務省サイバーセキュリティ・IT 人材確保・育成計画概要

平成 28 年８月 31 日決定
平成 29 年８月 31 日改定
情 報 化 統 括 責 任 者
最高情報セキュリティ責任者

はじめに

総務省においては、平成 19 年度の「行政機関における IT 人材の育成・確保指針」（平成 19 年４月 13 日 CIO 連絡会議）、同 20 年度の「電子政府推進計画」（平成 20 年 12 月 25 日 CIO 連絡会議）等を受け、「総務省電子政府推進計画」（平成 20 年３月 28 日総務省行政情報化推進委員会）及び「総務省行政 ICT 化推進計画」（平成 29 年 4 月 20 日総務省行政情報化推進委員会改定）を策定し、行政 ICT 化の更なる推進とともに、「総務省情報セキュリティポリシー」（平成 29 年４月１日総務省行政情報化推進委員会改定）を策定するなどサイバーセキュリティ対策を通じて安全・安心な ICT 環境や体制・人材の充実強化に向け、着実に取り組んできたところである。

政府全体を巡る状況としては、平成 27 年に日本年金機構において、標的型メール攻撃によって大量の個人情報が流出する事案の発生等外部からの攻撃が増加し、厳しさを増している。また、平成 29 年のマイナンバー（社会保障・税番号）の情報連携開始に向け、システムの安定的な運用やセキュリティの確保が急務となっている。そうした中、政府全体の方針として、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年３月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部）が策定されたことを受け、省内外の一般行政を支え、国民サービスの提供の基盤となる情報システムを所管する総務省においても、平成 28 年８月 31 日に「総務省サイバーセキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定した。本計画においては、平成 28 年度から平成 31 年度までの４年間を見据え、今後の展望や研修等の充実に向けた具体的な取組方針について示している。

本計画については、サイバーセキュリティ・IT 人材の確保・育成に関する進捗等を踏まえ、必要に応じて結果を評価し、PDCA サイクルに基づき、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととしており、今般、情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行うものである。

１．体制の整備と人材の拡充

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、情報通信など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度を支える社会的に影響の大きいシステムを所管しており、このような重要なシステムについては、安定性・継続性のある管理・運用が不可欠である。また、内閣官房情報通信技術総合戦略室や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターと連携しつつ、政府全体の ICT 化、サイバーセキュリティの確保、業務改革等に係る施策を推進するという制度官庁としての役割も有している。

総務省においては、従前よりCIO補佐官や最高情報セキュリティアドバイザーを活用し、行政の情報化及びサイバーセキュリティの確保のための取組を行ってきたところである。それに加え、平成28年度からサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置するとともに、当該審議官の司令塔機能・統括機能を支える統括部局として、平成29年度に従前の大臣官房企画課情報システム室を、サイバーセキュリティ・情報化推進室に改組し、サイバーセキュリティ対策担当を増員するなど、体制の強化を図った。今後更に高度化・増加すると予想される業務に対応していく上では、人材の確保・育成や更なる体制の強化が課題となる。

このため、統括部局及びシステム所管部局について、必要性を踏まえて機構・定員要求を行うとともに、情報システムの企画・管理・運用やサイバーセキュリティに関する専門知識を有するだけでなく一般行政全般に係る知識・能力を有し、意思決定を行う者を技術面・実務面から適切にサポートできる職員（以下「橋渡し人材」という。）を十分に確保・育成していくため、採用活動や研修プログラムの充実を図る。あわせて、一般職員についても、その役割に応じた知識・経験を有していることが求められるため、総務省職員として必要な情報システム及びサイバーセキュリティに係る基本的事項について研修を行い、省全体としてのレベル向上を図る。

また、統括部局及びシステム所管部局双方での企画・管理・運用業務の経験、他府省への職員の出向、民間企業（サイバーセキュリティ・ICT関係企業等）との人事交流等を継続して実施することにより、より実践的な知識・経験を有する人材の育成に努める。

（１）人材の拡充についての方針

現状では情報システム部門の業務は一部の当該部門での経験が長期に渡る職員に集中する傾向にある。一方で、当該部門での経験が浅い職員は情報システム部門に配属されても今後長期にわたって当該部門で登用されることを想定せず、資格の取得や研修の受講等積極的な能力向上へのインセンティブが十分でない。そこで、幅広い職員が情報システム分野に配属されるとともに、その後も計画的に情報システム分野とその他部門を交互に経験させ、情報システム部門で得られた知見や能力が人事ローテーションの中で発揮されるよう配慮する。くわえて、このような取組を広く省内職員に周知することで、当該部門に配属された職員の資格や研修へのモチベーションの向上を図り、橋渡し人材の確保に努める。あわせて、採用についてはサイバーセキュリティやICTに係る素養及び関係業務への意向を意識した採用活動を行うほか、必要な研修の実施等を通じ、総務省における人材の拡充を図ることとする。

なお、現在は、体制整備の過渡期であるため、有為な人材の確保・育成が安定的かつ恒常的に行える状況にはないが、今後は、上記のとおり所要の体制を整備するとともに、安定的かつ恒常的に有為な人材の確保・育成を目指すこととする。

今後目標とすべき職員のスキルレベルの例を以下に示す。

（情報システム所管部局及び統括部門の幹部職員）

・ICTに関する最新の動向や知見を有し、省内システムに対して適切な指導・助言ができ

る者
・サイバーセキュリティマネジメントに精通し、サイバーインシデント発生時に、適切な判断・指示が行える者
（上記両部門の担当職員レベル）
・システムに関する知識を十分に持ち、システムの企画・管理・運用に当たり、委託先企業職員とも対等に議論ができる者
・サイバーセキュリティに関する知識を持ち、サイバーインシデントの未然防止、発生時の適切な対処が行える者
（その他部局も含めた一般職員）
・職業人が共通に備えておくべき ICT に関する基礎的な知識を有する人材

（２）適切な処遇の確保について
平成 30 年度においては、総務省の府省重点プロジェクトを担当する役職には、セキュリティ・IT に係る業務の専門性・特殊性等を考慮し、研修の受講歴や業務経験等から一定のスキルを有する者を充て、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うべく、「俸給の調整額」の要求を行う。

２．有為な人材の確保

橋渡し人材について、現在総務省において抱える職員には、既述のとおり今後の人事ローテーションや出向、研修等を通じて確保・育成していくこととするが、あわせて、新規採用の場においても有為な人材の確保・育成に努める。

新規採用については、総務省としては既に情報通信部門等における採用時点で技術面を重視した人材の確保を行っているが、これとは別に、毎年度、採用時の面接等でサイバーセキュリティや ICT に係る素養及び関係業務への意向が確認できた者を、情報システム及びサイバーセキュリティ分野における橋渡し人材候補として定員の枠内で１～２名程度採用する。平成 28 年度は既に１名を採用した。

採用により確保した人材については、計画的に内閣官房情報通信技術総合戦略室や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターといった他府省の情報部門へ出向させたり、研修への参加を促す。また、その他の職員について、通常業務の過程で情報システム関係業務への素養が認められたり、人事面談等適宜のタイミングで関係業務への意向が確認されたりした場合には、情報部門での育成に重点を置くことを可能とする。

３．サイバーセキュリティ・IT 人材育成支援プログラム

総務省では、橋渡し人材の育成に関する研修について、セキュリティ対策、システム企画・管理・運用について様々なスキルを身につけるため、総務省行政管理局による研修プログラムを活用し、平成 28 年度受講実績 200 名程度のうち、受講者が比較的少ない A コース及び D コース以上に重点を置き、更に受講者数を拡大していく。

現状としては、まず、係員時に受講することを想定している A レベルの研修について、受講者数が 25 人（平成 28 年度実績）と、B レベルの 95 名（同左）と比較して少なくなっ

ている。これは、提供するコース数の違いに加え、情報部門に配属になった時点で、配属された部局の業務の特殊性を考慮し、分野別研修であるＢレベルの各研修から受講を開始しているパターンが多いことが理由の一つとして考えられる。しかしながら、Ａレベルの研修内容は、情報システムやセキュリティを扱う総務省職員として最低限身につけておくべきものであることから、今後、業務に必要な情報分野の応用的知識を身につける際の前提として、職員の採用時に一律に受講させることとする。

また、係長以上で受講することを想定しているＤレベル以上のコースもレベルが上がっていくごとに受講者の減少が見られる。この理由として、Ｂレベルの研修を配属時に受講したとしても、業務による受講時間の確保が困難であったり、業務上最低限必要な知識はOJTで身についたと考え、それ以降のコースの受講につながっていなかったりする点が考えられる。しかし、これらのレベルの研修もその役職や在籍年数に応じ、必要な知識や技法が習得できるものである。よって、特に情報システム・セキュリティに関わる職員は係長在任時に受講を完了することとし、最終的には課長補佐クラスになる前に、Ｄレベルのコースのうち、業務の特性を勘案し、情報システムの運用・保守やサイバーセキュリティ等についてそれぞれ必要な研修の受講が完了することとし、周知及び受講を促進する。この一環として、平成29年４月には省内に対し、研修の受講等を呼びかける事務連絡を発出したところ、今後も引き続き定期的・積極的な取組を行う。上記を踏まえた研修、出向等の計画は以下のとおりである。

（１）研修

①　総務省において用意する研修の活用

〇今後の目標（当該レベル研修を受講完了している職員数）

レベル	A	B	C	D-p	D-s
コース数	２	３	３	４	３
①今後４年間の各年度目標人数（全体）	50名程度	100名程度	40名程度	20名程度	20名程度
②①のうち、橋渡し人材又はその候補となる職員の目標人数	35名程度	70名程度	30名程度	15名程度	15名程度

※各レベルの目安については以下のとおりであり、研修提供部門で設定する。

Ａ：情報システム部門に初めて配属となった時点又は橋渡し人材候補となった時点（採用時を含む）で受講するレベル。ITパスポートレベル。

Ｂ：基本情報技術者、情報セキュリティマネジメントレベル

Ｃ：応用情報技術者、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験レベル

D-p：プロジェクトマネージャ試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験レベル
D-s：ネットワークスペシャリスト試験、情報処理安全確保支援士試験レベル

〇平成28年度実績

レベル	A	B	C	D1	D2
人数	25名	95名	56名	10名	14名

② 総務省において自ら実施する研修等

〇情報システム研修会

・研修内容　：情報システムのライフサイクル（企画、設計・開発、運用）に応じて情報システム担当職員が行うべき事項について
・受講対象者　：情報システム担当職員
・平成28年度受講者実績：114名
・実施時期　：随時（年間７回程度）
・実施方法　：CIO補佐官、最高情報セキュリティアドバイザーによる講義形式

（２）出向等

総務省は、前述のとおり社会的に影響の大きいシステムを所管する部局を有することに加え、政府全体の電子化を担う行政管理局を有することもあり、従来からサイバーセキュリティやICTに関する専門知識や政策において幅広く知識を有する職員が関係機関に出向することで、当該機関の業務に貢献するとともに、継続的にこうした人材を確保・育成するため、内閣官房情報通信技術総合戦略室、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局といった他府省の情報部門への職員の派遣を積極的に行っている。これにより、当該職員について、関係業務への知識・経験が身につくだけでなく、出向を終えた職員が再び省内情報部門に復帰した際には、出向経験のある他府省の情報部門との連携がスムーズになるなど、付随した効果も想定されるため、今後も職員数の拡大を図るとともに、他府省に加え、国立研究開発法人情報通信研究機構やサイバーセキュリティ関連民間企業への出向等を、様々な職員が経験できるよう配慮する。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

（１）全体的なキャリアパス像

総務省では、情報システムの適切な企画・運用・管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督する体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、総務省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用から７年目途）

・研修：情報システム統一研修（Ａ～Ｂレベル）及び情報システム研修会の受講

・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係員

◆係長クラス（採用から８年以降）

・研修：情報システム統一研修（Ｃ～Ｄレベル）の受講

・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係長・主査・専門職

・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの係長・主査等

◆課長補佐クラス（採用から 15 年以降）

・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局課長補佐・専門官

・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの参事官補佐等

◆管理職（適性に応じて）

・所属部署：情報システム関係部局室長・課長

・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの参事官や企画官等

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官

・研修：サイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

（２）キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

総務省において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

①　セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

ｉ）大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室・個人番号企画室

・室長

・課長補佐

・係長

ⅱ）情報流通行政局サイバーセキュリティ課

・課長

・課長補佐

・係長

ⅲ）行政管理局行政情報システム企画課・情報システム管理室

・課長補佐

・係長

ⅳ）行政管理局管理官室（業務・システム改革総括、システム調整班・政府情報システム基盤担当）
・副管理官
・主査
ⅴ）情報流通行政局情報流通振興課（管理係、システム計画係）
・補佐
・係長
ⅵ）総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）
・室長
・補佐
・係長
・担当官

②　情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職
ⅰ）大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室・個人番号企画室
・室長
・課長補佐
・係長
ⅱ）行政管理局行政情報システム企画課・情報システム管理室
・課長補佐
・係長
ⅲ）行政管理局管理官室（業務・システム改革総括、システム調整班）
・副管理官
・主査
ⅳ）情報流通行政局情報流通振興課（管理係、システム計画係）
・補佐
・係長
ⅴ）総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）
・室長
・補佐
・係長
・担当官

③　事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職
ⅰ）大臣官房総務課
ⅱ）消防庁

５．一般職員の情報リテラシー向上

行政の ICT 化及びサイバーセキュリティの確保については、情報システムを所管する部門や省の統括部門における人材の確保・育成のみでは不十分であり、一般職員においても、日々の業務において利用できるシステムの機能について理解し、サイバーセキュリティについて高い意識を持つことが、効率的かつ安全な行政運営のために重要である。特に、サイバーセキュリティについては、日常的な業務で利用するインターネットの閲覧やメールの使用にも、マルウェア感染等の危険は潜んでおり、防止のための取組、万一感染が確認された場合の対応など身につけるべき知識は多い。そこで、総務省では、情報システム及びサイバーセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、今後も次の研修を実施する。

〇総務省情報セキュリティポリシー教育・自己点検

- 研修内容　：情報セキュリティについて、総務省職員として遵守すべき基本的事項について（年１回内容更新）
- 受講対象者：政務等を除く全職員
- 実施時期　：通年
- 実施方法　：e-learning

〇新規採用職員への研修

- 研修内容　：総務省職員として、業務上利用するシステム及びサイバーセキュリティに関する基本的事項
- 対象者　　：各年度新規採用職員
- 実施時期　：毎年１回
- 実施方法　：採用時におけるその他研修と同様に、座学で実施

法務省におけるセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要版）

はじめに

今日，法務省が担うべき施策は，観光立国実現に向けた出入国手続の迅速化・円滑化，世界一安全な日本創造のための再犯防止対策の強化，震災復興支援や社会保障・税に関わる番号制度への対応等のための登記インフラの充実を始めとして，国民生活に密接に関連する広範な分野に及び，法務行政が果たすべき使命は，ますます重要なものとなっている。他方，政府機関を標的とするサイバー攻撃が増加するなど，セキュリティリスクが急激に高まってきており，これらの重要な施策を遂行するためには，土台となる情報システムの適切な運用管理及びセキュリティ対策の総合的な強化に向けた取組が必要不可欠であることから，法務省においては，「法務省対策推進計画」を策定し，重点的に取り組んでいるところである。

これらの対策を着実に実施するとともに，セキュリティ対策と一体となった業務改革（ＢＰＲ）を推進していくためには，セキュリティ・ＩＴに係る業務を担う人材の確保・育成が重要であるが，法務省においては，各組織の所掌業務がそれぞれ高度の専門性・特殊性等を有し，それら所掌業務を担う職員の採用・人事管理は各組織ごとに行っていることもあって，セキュリティ・ＩＴに係る有為な人材の確保及び中長期的な計画に基づく人材育成は必ずしも十分になされてこなかったきらいがある。

こうした課題に対処するため，法務省においては，先般，政府全体の方針として策定された「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成２８年３月３１日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（以下「総合強化方針」という。）にのっとり，本計画を策定することとした。

本計画は，法務省所管の情報システムが，法務行政の遂行を支える重要な要素であることを踏まえ，当該情報システム及び情報をセキュリティ・リスクから保護し，かつ，効率的な行政運営の実現を図るため，情報システムの適切な運用管理及びサイバーセキュリティ対策を強化するための体制を整備するとともに，情報セキュリティインシデントに対処するために設置した法務省ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incident Response Team）の機能を強化し，セキュリティ・ＩＴ体制全般を担う人材として「橋渡し人材」(※)の確保・育成を図ることを目的として策定したものである。

法務省においては，平成３２年３月３１日までを計画期間として，本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに，セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成状況等を踏まえ，必要に応じて，適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

（※） セキュリティ・ＩＴに関する一定の専門性と法務行政に関する十分な知識・経験を有し，高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のこと。

第１章　体制の整備と人材の拡充

法務省では，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等に関して，平成２８年度から，最高責任者である情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）を補佐し，省内全体を指揮監督できるサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置したことを踏まえ，同審議官を情報化統括・情報セキュリティ副責任者（副ＣＩＯ・ＣＩＳＯ）にするとともに，法務省ＣＳＩＲＴの運用責任者に指名し，体制の強化を図ったところである。

また，サイバー攻撃の高度化・巧妙化により，セキュリティ・ＩＴに係るリスクが深刻化する中，法務省における重要な施策を確実に遂行するため，「平成２９年度法務省対策推進計画」に基づき，前年度に引き続き，高度サイバー攻撃等への対応体制を更に強化するとともに，情報セキュリティマネジメントシステムの改善を図り，セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成を着実に進めることに加えて，新たに，情報セキュリティ対策の基本的枠組みを当省の特性に適したものに刷新するための取組を行い，複雑かつ変化する環境下での組織的対応能力の向上に努めることとしている。

(1) 体制の整備についての方針

政府全体として，セキュリティ・ＩＴに係る統括部局及び社会的な影響の大きいシステムを所管する部局について，体制の整備を図ることとされていることから，法務省においては，上記対策を強力に推進していくため，平成３０年度は，社会的な影響の大きいシステムの安定稼働の確保を重視し，体制の整備を図ることとする。

(2) 人材の拡充についての方針

法務省においては，国民の取引の安全と円滑に資する登記制度に関する業務，国家社会の治安維持を目的とする捜査・公判・刑の執行等に関する検察業務，矯正施設における被収容者の処遇に関する業務，更生保護に関する業務，出入国管理業務及び破壊的団体の規制に関する調査・処分請求等の業務等を所管しているところ，各組織の所掌業務がそれぞれ高度の専門性・特殊性等を有していることから，それら所掌業務を担う職員の採用・人事管理は各組織ごとに行っている。各組織が保有する情報システムの規模，取り扱う情報の性質，機微度等も様々であり，セキュリティ・ＩＴ人材に関しても，研修・教育を通じて一定の育成を行ってはいるものの，総じて有為な人材の確保及び中長期的な計画に基づく育成が必ずしも十分になされているとは言い難い状況にある。

今後のセキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成についても，基本的には，各組織ごとの人事管理の方針に基づき行うこととなるが，総合強化方針の趣旨を踏まえた上で，今後は，下記２ないし５により，計画的にセキュリティ・ＩＴ人材を拡充させていくこととする。

また，育成に当たって，各組織において「橋渡し人材」の候補として選考した

セキュリティ・ＩＴ人材について，セキュリティ・ＩＴに係る統括部局である大臣官房秘書課情報管理室への配置を積極的に検討することで，計画的に育成していくこととする。

第２章　有為な人材の確保

職員を採用する際に，各組織の必要性に応じて，採用者を「橋渡し人材」の候補として育成していくことを視野に入れる場合は，面接において，選定要素の一つとして，セキュリティ・ＩＴに関する知識，資格及び経験の有無，セキュリティ・ＩＴ関係業務への意向等についても，確認することとする。

民間企業等においてセキュリティ・ＩＴ関係業務に従事した経験のある者を「橋渡し人材」の候補として採用する場合は，経験したセキュリティ・ＩＴ関係業務の内容や資格等を確認するとともに，法務省における一般行政事務への意向等についても確認し，採用後は，一般行政事務についての育成も併せて行うものとする。

各組織の必要性に応じて，在職中の職員についても，セキュリティ・ＩＴ関係業務への意向等を確認し，その能力，適性等を踏まえた上で，「橋渡し人材」の候補となり得る職員を選考することとする。

第３章　法務省におけるセキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

法務省では，セキュリティ・ＩＴに関する一定の専門性が必要となる「橋渡し人材」の育成を図るため，「橋渡し人材」の候補となり得る職員について，下記４に記載するセキュリティ・ＩＴに関する部署におけるキャリアパスを念頭に置いて，内閣官房及び総務省において実施するレベル別の研修を受講させるとともに，関係機関と必要な調整を行った上で，インシデント対応等に係る業務を経験させるために内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「ＮＩＳＣ」という。）へ，情報システムに係るプロジェクト推進及び管理に関する業務を経験させるために内閣官房情報通信技術総合戦略室（以下「ＩＴ総合戦略室」という。）へ出向させ，必要に応じその他政府部内機関へも出向させることとする。

第４章　人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

「橋渡し人材」は，セキュリティ・ＩＴに関する一定の専門性のみならず，高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをするために，法務行政に関する十分な知識・経験を有する必要があるため，その育成に当たっては，セキュリティ・ＩＴに関係する部署における業務経験（キャリアパス）のみならず，法務行政を担う各組織・部署における業務を各役職段階別に経験させるなど，法務行政全般に関する十分な経験，知識，能力の習得を図ることとする。

セキュリティ・ＩＴに関係する部署におけるキャリアパスの一例は以下のとおりである。

第１節 キャリアパス像

ア　採用・係員クラス

・　研修：　レベルＡ及びレベルＢの研修

・　配属：　大臣官房秘書課情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の係員

・　出向：　ＮＩＳＣ又はＩＴ総合戦略室等

イ　係長クラス

・　研修：　レベルＣ以上の研修

・　配属：　大臣官房秘書課情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の係長

・　出向：　ＮＩＳＣ又はＩＴ総合戦略室等

ウ　課長補佐クラス

・　研修：　ＮＩＳＣ及び総務省において新設される実践的な演習等の研修

・　配属：　大臣官房秘書課情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の室長補佐又は課長補佐

・　出向：　ＮＩＳＣ又はＩＴ総合戦略室等

エ　管理職

・　研修：　ＮＩＳＣ及び総務省において新設される実践的な演習等の研修

・　配属：　大臣官房秘書課情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の室長又は課長

オ　サイバーセキュリティ・情報化審議官等

・　研修：　サイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

第２節 キャリアパスの省内配属先として，セキュリティ・ＩＴについて経験することが想定される部署及び役職の一例

ア　大臣官房秘書課情報管理室

・　室長

・　室長補佐

・　法務専門職

・　係長

・　技術専門職

イ　民事局総務課登記情報センター室

・　室長

・　室長補佐

・　法務専門職

・　係長

ウ　矯正局総務課情報システム管理係

・　課長補佐

・　法務専門職

・　係長

エ　保護局総務課

・　課長

・　法務専門職（企画調整官）

（情報システム管理係）

・　課長補佐

・　法務専門職

・　係長

オ　入国管理局出入国管理情報官

・　出入国管理情報官

・　情報官補佐

・　法務専門職

・　係長

カ　最高検察庁総務部情報システム管理室

・　室長

・　室長補佐

・　係長

キ　公安調査庁総務部総務課

・　上席公安調査専門職

・　課長補佐

・　公安調査専門職

・　上席調査官

第５章　一般行政職員の情報リテラシー向上

セキュリティインシデントの発生を未然に防ぎ,また,発生したセキュリティインシデントに迅速かつ確実に対応する等，組織全体のセキュリティ能力向上のためには，セキュリティ体制の整備，セキュリティ対策の実施やセキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成だけでなく，一般行政職員の情報リテラシー向上による底上げも必要不可欠である。

法務省では，セキュリティ・ＩＴに関する一般行政職員のリテラシー向上のために，従前からセキュリティ教育等を実施してきたところであるが，今年度以降はＰＤＣＡサイクルにのっとり，セキュリティ教育の内容や実施方法の見直し，評価及び改善を行うなどして，有効なセキュリティ教育を実施するとともに，一般行政職員に次の研修を積極的に受講させることとする。

(1) 全職員向け研修

・　研修名　　：　情報システム統一研修（総務省行政管理局）

・　受講対象者　：　一般行政職員

・　受講予定者数：　１，８００名程度（平成３０年度目標。延べ人数）

・　実施時期　　：　通年
・　実施方法　　：　ｅラーニング及び集合研修

また，上記研修のほか，サイバーセキュリティ月間に合わせて，法務本省内に所属する一般行政職員を対象とした情報セキュリティ研修（集合研修）を実施することとし，一般行政職員１００名以上の受講を目標とする。

(2) その他の各種研修等

各研修実施機関において実施している新規採用職員向け研修，管理職等の各役職段階別研修，選抜・登用研修等の各種研修において，当該研修受講者に応じて求められるセキュリティ・ＩＴに関するリテラシー向上のための講義，ｅラーニング等を実施する。

また，各庁等の各職場単位においても，必要性に応じて，セキュリティ・ＩＴに関するリテラシー向上のための職員向け研修等を実施する。

(3) 研修教材等の提供

大臣官房秘書課情報管理室は，必要性に応じて，各研修実施機関，本省局部課，所管各庁等に対し，法務省独自に実施した研修又は内閣官房及び総務省等が実施した研修における教材並びにセキュリティ・ＩＴに関する各種参考資料等を随時送付する。

平成 28 年８月 31 日
（平成 29 年８月 31 日改定）
財務省情報化統括責任者（CIO）
財務省最高情報セキュリティ責任者（CISO）

財務省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画【概要版】

はじめに

本計画は､政府全体の世界最先端 IT 国家の実現に向けた取り組み等を踏まえ、財務省が所管行政遂行のためのシステム整備・活用に際し、脅威の高まりが指摘されている環境下でサイバーセキュリティ対策を確保しつつ、業務改革・行政効率化を進めていくための人材確保・育成を目的として策定するものである。

財務省のシステムの運営は、予算編成、税務執行、税関行政等、所管行政に関する基本的な知識・経験を有する職員を中心に担われていることから、従来から職員研修を実施し情報セキュリティの確保等に取り組み、また、インターネット接続については個人情報保護の観点も踏まえ全省的にセキュリティ対策を講じてきたところである。

他方で、セキュリティ対策の適切な高度化を図り、効率的な行政運営の実現に一層努めていくためには、今後、職責・必要性に応じたきめ細かな研修受講、最新の状況を踏まえたセキュリティ意識の向上が課題であると考えられる。また、セキュリティ対策及び適切な調達を全省的に実現するため、部局横断的な情報共有の強化、最新情報を踏まえた調達等にも取り組む必要がある。なお、出向等を通じた人材育成については、受入先と派遣元との適切な要望の調和が課題であると考えられる。

これらの課題に対処するため、部局間のシステムに関するノウハウ等を全省的に共有し最適化を推進する観点から、各部局の実情を踏まえ、橋渡し人材を育成していくと共に、調整する統括部局の強化を図ることとした。本計画は、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間の計画として策定し、必要に応じて適切かつ柔軟に見直しを行っていくものである。

１．体制の整備と人材の拡充

財務省においてはサイバーセキュリティ対策に係る司令塔機能強化のため、平成 28 年度にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置した。平成 29 年度には上記「はじめに」記載の諸課題に対処するため、統括部局に業務改革・情

報化調整官を新設し、業務プロセスのあり方に遡った検討及び適切なシステム整備を全省的な情報共有の下で推進することとした。また、省内の情報共有を充実させ、きめ細かな研修・情報共有機会を適切に提供する観点から統括部局に総括係等の新設を要求し、係長の設置が認められた。この他、国税庁の総括部局の体制が整備された。

引き続き、政府全体の方針を踏まえ、

①最新のセキュリティ情勢等を踏まえた部局横断的な情報共有の強化

②各部局のシステム更改等の機会をとらえた、セキュリティ対策強化のための情報共有・調整

③職位・階層に応じた情報発信、研修の企画・調整の充実

④組織横断的な PDCA サイクルの確立・充実

⑤最新の政府統一基準や標準ガイドライン等を踏まえたシステム設計及びその運用を適切に行うため、システム所管部局等の実情に応じた体制の整備

の観点から所要の機構・定員要求を行うこととする。

なお、平成 29 年 8 月、「橋渡し人材」等の幅広い育成も念頭に、各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、統括部局の PMO 機能の強化を図りつつ、システム所管部局との連携体制を強化することとした。

財務省所管システムの運営は、所管行政に関する基本的な知識・経験を有する職員を中心に担われるため、担当職員は、併せて業務プロセス改革の進め方、それを具体化するシステム調達の適切な実現、セキュリティ対策に関する知識等の習得・高度化などを、職務内容・職位に応じ、習得させる必要がある。このような観点から、職員の任用等の時期も勘案しつつ、付加的な研修の充実を計画的に図っていく（下記３.）。

また、研修に加え、各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、統括部局による部局横断的な調整業務を職務上も明らかにしつつ、情報共有を深め、各部局の検討において留意すべき点を予め伝達することにより、手戻りなく効率的にシステム調達・構築のプロジェクト管理が進行することを目的とし、システム所管部局との連携体制を強化することとした。併任者を核とした情報共有の強化・深化を通じ、当該分野における人材育成の裾野を広げるとともに、専門性等の水準の底上げを図っていく。

30 年度には統括部局の機構・定員整備に続き、システム所管部局での機構・定員整備も図っていくこととしており、これらの勤務経験、出向等を通じて専門性を深め、横断的な視野の涵養等も図ることとする。

なお、財務省では、高度の専門性を備えた外部人材の登用や CIO 補佐官による IT 化・セキュリティ対策の充実にも努めており、今後も、先端的な情報・高

度の専門性などは外部専門家による補完を適切に講じていく。

２．有為な人材の確保

橋渡し人材候補として育成していくことを視野に入れた人材を確保するため、採用時の面接等において情報セキュリティやITに係る素養及び関係業務への意向を確認するなど、橋渡し人材候補者となり得る職員の確保に努めることとする。ただし、橋渡し人材については「所管行政に関する十分な知識・経験」を要することや、職員のモチベーション維持の観点からも、セキュリティやITに係る業務以外にも、多様な勤務経験を積ませることが前提となる。このため、平成29年度に各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、所管行政分野及びセキュリティ・IT 分野の業務を同時に担当させ、各分野の経験を深めさせることとしたところである。

橋渡し人材候補者は、身上把握等を通じ「セキュリティ・IT 関係業務」に対する希望の確認や適性を有すると判断された職員の中から、セキュリティ・IT関係業務部門におけるOJT、関係機関への出向や必要な研修の受講等を通じてセキュリティ・IT 関係の能力等を育成しつつ、適正性の有無の判断等を行う。なお、所管システムに関しては定期的な更新が計画的に行われることから、セキュリティ対策を含むシステム関連業務の専門性を備えた人材は、ワークライフバランスの観点からの展望を持つことが相対的に容易になることも考えられ、当該分野を希望する誘因となりうる。このように、システムの運営に関わる業務については、計画的な働き方が期待できる分野でもあり、ワークライフバランスが求められる育児や介護等時間制約のある職員も含めて、その人材の確保・育成を検討するものとする。

また、橋渡し人材については、部内での育成を基本としつつ、民間企業等における情報セキュリティ・IT 関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて採用等していく。なお、採用等に当たっては、これまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。

３．セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

総務省の情報システム統一研修等の外部研修については、職員の任用等の時期も勘案しつつ、受講を計画的に推進する。

また、財務省内で個別のシステム等に対応して実施されている研修の機会をとらえ、統括部局が関与することにより、直近のインシデント事例等最新の状況を踏まえたセキュリティ対策の内容を充実させる。

OJTについては、職員の適性等も見極めつつ、統括部局での勤務経験（含、併任）等を通じて、各部局の業務や個別のシステムの知識等に加え、セキュリテ

ィに関する意識の向上、横断的な視野の涵養を図る。

従来から実施しているNISC、IT室、総務省行政管理局等への出向についても、同様の観点から活用するが、その際、職員に必要な情報セキュリティスキル・ＩＴスキルが取得できるポストへの出向等の派遣元としての要望と受入先の要望との適切な調和を図るべく調整する。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1)全体的なキャリアパス像

財務省では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮監督する体制を整備するとともに、セキュリティ・IT 人材（橋渡し人材）として「セキュリティ・IT に関する一定の専門性と所管行政に必要な知識、経験を有し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材」を確保・育成することとしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得に加え、所管行政に必要な知識、経験も付与するといった観点を踏まえ、財務省採用後に想定されるキャリアパスの例を示せば、次のとおりである。

◆　採用・係員

- 研修：情報システム統一研修（A～B レベル）
- 配属：地方支分部局　⇒　財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）

◆　係長クラス（10 年目頃）

- 研修：情報システム統一研修（C～D レベル）
- 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）、他府省等への出向

◆　課長補佐クラス（20 年目頃）

- 研修：情報システム統一研修（C～D レベル）
- 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）、他府省等への出向

◆　管理職以上（個別）

- 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）、他府省等への出向等

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署

情報システムやサイバーセキュリティ対策、業務改革に関係する部署として職員の配属が想定される部署は、統括部局及びシステム所管部局である。

５．一般職員の情報リテラシー向上

IT ガバナンスの充実等の観点から、情報システム及びセキュリティに関するリテラシーを向上させるため、職員の関心・業務等を踏まえ、CIO 補佐官等を講師とし、職員を対象とした研修及び訓練を引き続き実施していく。

サイバー攻撃やインシデント発生等の最新の状況及び政府の取組方針等を踏まえ、各種会議の機会等も活用し、訴求対象に応じた情報発信を強化することにより組織のセキュリティ対策水準等の向上を図る。

なお、各部局での情報リテラシー向上を目的とし、平成 29 年度に統括部局に併任となったシステム所管部局職員への情報提供の充実を図り、必要に応じた情報発信が適宜適切に行われることを目指す。

具体的な研修等の実施については、以下のとおり予定している。

・省内全職員向け研修
・省内全職員向け訓練
・省内幹部向け説明
・地方支分部局幹部級への説明
・システムを所管する省内部局・独法等所管部局・会計担当部局等への説明会
・外部講師等による勉強会
・省内新規転任者向け研修
・地方支分部局職員への説明
・地方支分部局における研修
・地方支分部局における訓練

文部科学省サイバーセキュリティ・IT 人材確保・育成計画概要版

平成 28 年 8 月 29 日
行政情報化推進委員会／情報セキュリティ対策委員会決定
平成 29 年 8 月 31 日　一部改定

はじめに

文部科学省においては，日々,高度化・巧妙化するサイバー攻撃等への対応や業務の効率化を推進する情報化推進業務に対応すべく，大臣官房政策課情報システム企画室を統括部局とし，情報システムを保有する部局に加え，国立大学法人や独立行政法人等の関係機関における所管部局と連携し，関連する研修や訓練の実施を強化するとともに，関係機関との人事交流等を通じた即戦力の確保や育成を行ってきた。

しかしながら，その後もサイバーセキュリティに対する脅威は増大する中で，平成２７年５月には日本年金機構によるサイバー攻撃に伴う情報流出事案が発生する等，現状の体制の中で対応していくには限界に達してきている状況にある。

このような情勢の中で，政府全体としても，平成２８年３月３１日にサイバーセキュリティ戦略本部にて「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を決定したが，この中で「セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（仮称）」を各府省庁にて作成することが掲げられた。

文部科学省においては，所管する情報システムが各部局横断的に存在していることや，今後の霞ヶ関の働き方改革や業務改善（ＢＰＲ）も視野に入れつつ，「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２５年６月１４日閣議決定　最終改訂平成２８年５月２０日）の主旨を踏まえ，これまで以上に統括部局と情報システムを保有する部局や関係機関を所管する部局が緊密に連携し，サイバーセキュリティ対策や情報化を一層推進するため，平成３１年度までを計画期間として，既存組織の体制強化とその体制を担う人材の確保・育成を目指した「文部科学省サイバーセキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画」を以下のとおり策定する。

文部科学省では，本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし，サイバーセキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成状況等を踏まえ，必要に応じて，適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

現在，文部科学省においては，大臣官房政策課情報システム企画室がＰＭＯ（Program Management Office）の実務を担当する部局として，社会的な影響の大きいシステムをはじめとする各種情報システムを所管する部局であるＰＪＭＯ（Project Management Office）に対し，情報システムの構築・運用時に必要な助言等を行う体制を構築しているが，この枠組みが，特にＰＪＭＯに十分理解されているとは言えないことから，対応が後手に回ることが多く，ときにはＰＭＯへの過度な負担となることもある。この状況を解消するため，本計画策定を機に，改めてＰＪＭＯに対して役割と実施すべき事項の理解を促す。

以上を踏まえ，文部科学省では，サイバーセキュリティ・ＩＴに係る統括部局及び社会的に影響の大きいシステムを所管する部局の体制整備として職員のスキル向上を重視し必要な措置を図る。また，サイバーセキュリティ・ＩＴ人材の拡充及び能力の向上のために，他省庁や関係機関への職員の出向，サイバーセキュリティ・ＩＴに関する研修の実施を行う。

２．有為な人材の確保

文部科学省では，本計画期間中に，職員を新規採用するほか，文部科学省関係機関等からも，サイバーセキュリティ・ＩＴ関係業務経験を有する者を必要に応じて中途採用し，橋渡し人材候補として育成していくことを視野に入れた人材を確保する。なお，採用に当たっては，サイバーセキュリティ・ＩＴに係る素養等を確認することとする。

３．セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

文部科学省では，サイバーセキュリティ・ＩＴに関する研修については，総務省情報システム統一研修やＮＩＳＣ等が実施する橋渡し人材を育成するための研修を活用し，毎年８０名程度の受講を目途にする。また，文部科学省内においても，サイバーセキュリティ・ＩＴに関する研修を企画し，集合研修やオンライン研修を活用することでより多くの職員に受講の機会を与える。

また，出向等については，橋渡し人材の育成を目的として必要な人数をＮＩＳＣや個人情報保護委員会事務局に派遣すべく，関係機関との調整等を行うものとする。さらに，研修によって得られた成果は，サイバーセキュリティ・ＩＴに係る統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局等への配属により，サイバーセキュリティ・ＩＴに関する能力やスキルについてフォローを行っていく。

なお，研修等を行うに当たっては，文部科学省関係機関のセキュリティインシデントの急激な増に対応できることや，情報システムの企画立案から管理運用に至る過程に触れる機会を設けるよう努める。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

文部科学省では，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督体制を整備し，必要な知識，経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。なお，文部科学省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員

・研修：文部科学省において実施する研修
　　総務省情報システム統一研修
　　ＮＩＳＣ主催の勉強会・セミナー

・出向等：ＮＩＳＣ，個人情報保護委員会事務局

◆係長クラス

・研修：文部科学省において実施する研修
総務省情報システム統一研修
ＮＩＳＣ主催の勉強会・セミナー
・出向等：ＮＩＳＣ，個人情報保護委員会事務局
◆課長補佐クラス
・研修：文部科学省において実施する研修
総務省情報システム統一研修
ＮＩＳＣ主催の勉強会・セミナー
・出向等：ＮＩＳＣ，個人情報保護委員会事務局
◆管理職
・研修：文部科学省において実施する研修
総務省情報システム統一研修
ＮＩＳＣ主催の勉強会・セミナー
◆サイバーセキュリティ・政策評価審議官
・研修：文部科学省において実施する研修
総務省情報システム統一研修
ＮＩＳＣ主催の勉強会・セミナー
総務省及びＮＩＳＣ主催のサイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

５．一般職員の情報リテラシー向上

文部科学省では，情報システム及びサイバーセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため，次の研修を実施することとしている。

〇オンライン研修
・研修内容：サイバーセキュリティや行政情報化の最新動向に関する研修
・受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者として業務に従事する者
・受講予定者数：約２，０００名程度
・実施時期：年間１回（１１月）
・実施方法：e ラーニングシステムによるオンライン受講

〇新任者向け研修
・研修内容：新任者として最低限身につけておくべきＩＴの利用やセキュリティに関する研修（レベルＡ相当）
・受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者として新たに業務に従事する者
・受講予定者数：毎年３００名程度
・実施時期：年間２回（４月，１０月）

・実施方法：省内職員による講義形式

〇一般職員向け啓発セミナー

ｉ）文部科学省情報セキュリティセミナー

・研修内容：サイバーセキュリティに関する最新動向等について

・受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者に従事する者（関係機関向けに実施するセミナーの聴講者として募集）

・受講予定者数：毎年１０名程度

・実施時期：年間１回（２月）

・実施方法：外部有識者を招いた講義形式

農林水産省セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要版）

平成28年８月31日
平成29年８月31日改正

はじめに

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村及び中山間地域等の振興並びに農林水産関係の国際交渉、国際協力等幅広い政策分野を担当しており、このような特徴に対応して、比較的小規模ながら多種多様な分野にわたる約80の政府情報システムを保有している。

農林水産政策が「攻めの農林水産業」の展開等重要な政策転換期にある中で、農林水産省の情報システムは、農林水産政策の円滑かつ効果的な推進を支える重要な役割を担っている。こうした役割を適切に果たしていくためにも、適時・的確な情報セキュリティ対策を講ずるとともに、情報システムの適切な運用管理を確保することが不可欠である。

平成25年５月に取りまとめられた「農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査結果」（以下「調査結果」という。）を真摯に受け止め、情報セキュリティ対策の強化に努めてきたところであるが、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃、情報システム改革等に対し適切に対処するため、農林水産省が保有する情報に係るセキュリティの確保及び情報システムの適切な運用管理が一層重要となっている。

このため、最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）・情報化統括責任者（ＣＩＯ）を補佐する大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の主導の下、平成31年度を目途に、情報セキュリティ対策及び情報システムの適切な運用管理を行う体制を整備することとし、その体制を担う人材の確保・育成を図ることを目的に本計画を策定する。

また、本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに、情報セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すものとする。

１　体制の整備と人材の拡充

調査結果を踏まえ、平成26年４月に情報セキュリティ対策部署と情報システム管理・運用部署を統合するなどの体制整備を図ってきたところであるが、その後、サイバーセキュリティ基本法の施行、マイナンバー制度の開始、個人情報保護法の改正等、農林水産省が取り扱う情報の重要性が一層高まる中で、それらの情報を適切に管理する体制を整備することが喫緊の課題となっている。

このため、農林水産省における情報セキュリティ・ＩＴに係る統括部署の体制の整備及び社会的に影響の大きいシステムを所管する部署（以下「システム所管部署」という。）の体制整備として、情報システムの活用による更なる業務効率化、個人情報をはじめとするセキュリティの確保等を重視し、必要な機構・定員要求を行う。

また、人材の拡充及び能力の向上のために、平成31年度までの間において、関係府省への職員の出向、一般職員に対する情報セキュリティ等に関する研修を実施し、情報セキュリティ・ＩＴ人材の育成に努める。

２　セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

橋渡し人材の育成に係る研修については、橋渡し人材として必要な知識を習得させる必要があることから、総務省が実施する情報システム統一研修を活用するものとする。具体的には、セキュリティ・ＩＴに係る基礎的な知識及び担当業務に必要な知識

を優先して習得することとし、まずは、該当するレベルＡ、Ｂ等のｅラーニングを受講し、その後、レベルＤ－ｐ、Ｄ－ｓ等の集合研修を受講することにより、毎年95名程度（延べ人数）の受講を目途に参加させるものとする。(注)

情報セキュリティ担当者については、これらの研修に加え、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが実施する勉強会、演習、情報セキュリティ緊急支援チーム（ＣＹＭＡＴ）研修といったより実践的な研修を受講するものとする。

また、出向等については、情報セキュリティやＩＴに関する実践的・専門的な業務経験による知見・能力向上につながるものとして、引き続き、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、総務省行政管理局及び個人情報保護委員会に派遣することを目途に、関係機関との調整等を行うものとする。

（注：レベル）

Ａ：採用後又は橋渡し人材候補となった後、速やかに受講すべき研修（「電子政府基礎」、「情報システム入門」ＩＴパスポートレベル相当）

Ｂ：係長昇任までに受講すべき研修（「情報セキュリティ基礎」、「プロジェクト管理基礎」等）

Ｃ：係員・係長時に受講すべき研修（「ネットワーク基礎」等基本情報技術者、セキュリティマネジメントレベル相当）

Ｄ－ｐ：課長補佐以下が受講すべき研修（「プロジェクト管理」、「システム運用･保守」等）

Ｄ－ｓ：課長補佐以下が受講すべき研修（「情報セキュリティ技術」等）

３　人事ルート例

(1) 全体的なキャリアパス像

橋渡し人材が、情報セキュリティ対策や情報システムに関係する経験や知識・能力を習得する観点から、農林水産省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用年から６年目頃）

・研修：情報システム及び情報セキュリティに関する基礎的な研修

・所属部署：統括部署、システム所管部署、統計調査担当部署等

↓

◆係長クラス（７年目頃）

・研修：情報システム及び情報セキュリティに関する応用的な研修

・所属部署：統括部署、システム所管部署、統計調査担当部署（地方支分部局及び本省）、政策担当部署等

・出向：関係府省

↓

◆課長補佐クラス（20年目頃）

・所属部署：統括部署、システム所管部署、統計調査担当部署（地方支分部局及び本省）、政策担当部署等

・出向：関係府省

↓

◆管理職

・所属部署：地方支分部局課長、地方参事官、本省室長、地方支分部局部長、本省課長等

↓

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

農林水産省において、情報セキュリティ対策や情報システムに関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

ア　情報セキュリティについて経験することが想定される部署と役職

○　大臣官房広報評価課情報管理室

室長、情報セキュリティ、システム整備・管理を担当する情報企画官・課長補佐・係長

イ　情報システム・業務改革について経験することが想定される部署と役職

(ｱ)　大臣官房広報評価課情報管理室（農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワーク）

室長、システム改革・整備・管理を担当する情報企画官・課長補佐・係長

(ｲ)　大臣官房広報評価課広報室（コンテンツ・マネジメント・システム）

システム担当者

(ｳ)　大臣官房統計部統計企画管理官（農林水産統計システム）

システムを担当する管理官補佐・係長

(ｴ)　食料産業局輸出促進課海外輸入規制対策室（輸出証明書発行システム）

システム担当者

(ｵ)　食料産業局知的財産課種苗審査室（品種登録業務関連システム）

システム担当者

(ｶ)　農村振興局整備部設計課施工企画調整室（農林水産省電子入札システム及び農業農村整備総合支援システム（現場業務支援システム））

システム担当者

(ｷ)　農村振興局整備部水資源課施設保全管理室（農業水利ストック情報データベースシステム）

システム担当者

(ｸ)　農村振興局整備部防災課（国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク）

システム担当者

(ｹ)　政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室（経営所得安定対策情報管理システム）

システム担当者

(ｺ)　政策統括官付貿易業務課（政府所有米麦情報管理システム）

システム担当者

(ｻ)　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報システム課（農林水産省研究ネットワーク、科学技術計算システム及びネットワークサービスシステム）

システム担当者

(ｼ)　横浜植物防疫所リスク分析部（植物防疫所行政情報システム）

システム担当者

(ｽ)　動物医薬品検査所企画連絡室（副作用情報データベース及び動物医薬品等データベース）

システム担当者

(ｾ)　林野庁国有林野部経営企画課（国有林野情報管理システム）

システム担当者

(ｿ)　水産庁資源管理部管理課（広域資源管理情報処理システム）

システム担当者

ウ　一般行政事務について、特に経験させたい部署の業務及び想定される課室と役職

(ｱ)　大臣官房広報評価課広報室、同課報道室、同課情報分析室
広報・報道、情報分析を担当する課長補佐・係長

(ｲ)　大臣官房統計部の統計調査を担当する課長補佐・係長

4　一般職員の情報リテラシー向上

情報セキュリティ及び情報システムに関する一般職員のリテラシー向上のため、情報セキュリティ対策教育実施計画等に基づき以下の研修を実施する。

また、総務省の情報システム統一研修の中でｅラーニングを活用する基礎的な研修（「情報システム入門」等のレベルＡ）については、一般職員にとっても必要な知識を習得させるものであり、特に、すべての新規採用職員について、可能な限り受講させるようにする。

さらに、係長研修、補佐研修、管理職研修等の役職段階別研修においても情報セキュリティ対策等に関する説明を行うことにより、役職に見合ったリテラシー向上を図る。

(1)　情報セキュリティに関する研修

ア　情報セキュリティに係る一般教育

(ｱ)　研修内容：農林水産省における情報セキュリティの組織・体制、情報の格付及び取扱い、情報セキュリティ対策等

(ｲ)　受講対象者：全職員

(ｳ)　実施時期：毎年７月

(ｴ)　実施方法：ｅラーニング

イ　標的型メール訓練

(ｱ)　研修内容：標的型メール攻撃への対応

(ｲ)　受講対象者：全職員

(ｳ)　実施時期：毎年９月、12月

(ｴ)　実施方法：標的型メールの配信

ウ　新規採用者研修

(ｱ)　研修内容：農林水産省における情報セキュリティの組織・体制、情報の格付及び取扱い、情報セキュリティ対策等

(ｲ)　受講対象者：新規採用者

(ｳ)　受講予定者数：150名程度

(ｴ)　実施時期：毎年４月

(ｵ)　実施方法：統括部署による講義形式

(2)　情報システムに関する研修

○　ＩＴ調達事務に係る研修

(ｱ)　研修内容：ＩＴ調達に係る要件設定、仕様書の作成等について

(ｲ)　受講対象者：ＩＴ調達事務を担当する者

(ｳ)　受講予定者数：40名程度（延べ人数）

(ｴ)　実施時期：毎年４月、10月

(ｵ)　実施方法：専門的知識を有する者による講義形式

国土交通省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画
【概要版】

平成 28 年 8 月 31 日
平成 29 年 8 月 31 日一部改定
国土交通省 CIO/CISO 決定

はじめに

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保等の幅広い政策分野を担当しており、これらの業務を遂行するために、約 200 の情報システムを保有・運用している。

これらの情報システムは、所管部局が多数にわたるとともに、機密性の高い情報や、完全性、可用性を求められる情報を扱うものが多数あるという特性があり、国土交通省は、このような特性を踏まえつつ、情報システムを運用している。

また、独立行政法人（15 法人）や、重要インフラ分野（鉄道・航空・物流）をはじめとする国民生活に密接に関連する多様な分野を所管しており、これら法人等に係るサイバーセキュリティ対策等を遂行している。

これらの取組を遂行するため、国土交通省は、情報システムの整備及び運用に関する政府共通ルールに基づき、IT ガバナンスの強化に努めるとともに、OJT、研修、標的型メール攻撃訓練等を通じて、継続的にセキュリティ・IT 人材の確保・育成を図っている。また、独立行政法人や所管事業者等に対し、CISO の任命や CSIRT の設置等のサイバーセキュリティ体制の整備を働きかけている。

近年、サイバー攻撃は高度化・巧妙化・増加しており、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、この傾向は一層強まることが予想される中、国土交通省、独立行政法人や所管事業者等のサイバーセキュリティの確保及び情報システムの適切な運用管理が一層重要となっている。

このため、セキュリティ・IT 人材の確保・育成を一層強化する必要があり、セキュリティ・IT に係る統括部局や社会的影響の大きいシステムを所管する部局における体制の一層の整備、橋渡し人材の確保・育成を図るため、平成 31 年度までを計画期間とする「国土交通省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定することとした。

今後、本計画を着実に実施するとともに、セキュリティ・IT 人材の確保・育成状況を踏まえつつ、本計画の見直しを柔軟に行うこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

国土交通省では、これまで、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の設置やサイバーセキュリティ対策室の整備等により、セキュリティ・IT に係る統括部局や社会的影響

の大きいシステムを所管する部局の体制の強化を図ってきたが、十分な体制と人材が現状において確保されているとは言い難い。サイバー攻撃の高度化・巧妙化・増加への対応や、橋渡し人材の確保及び育成が必要となる状況の下、セキュリティ・IT に係る統括部局や社会的影響の大きいシステムを所管する部局に係る体制整備に重点を置くこととし、必要な機構・定員要求等を行う。

また、人材の拡充及び能力の向上のため、本計画の期間において、内閣サイバーセキュリティセンター（以下、「NISC」と言う。）及び個人情報保護委員会への職員の出向、新規採用職員向け・役職段階別の情報セキュリティに関する研修の実施等を行う。

２．セキュリティ・IT 人材育成支援プログラム

セキュリティ・IT に係る統括部局及び社会的な影響の大きいシステムを所管する部局等の職員においては、ポストに応じたセキュリティ対策、プロジェクト管理、システム運用・保守等の能力を身につけることが必要であり、一方、幹部職員を含めた全職員においては、普段からの意識向上を図ることが重要であるため、重点的に以下の取組を行うこととする。

○　セキュリティ・IT に係る統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局に従事する者には、情報セキュリティに関するｅラーニングの受講等をさせる。特にセキュリティ・IT に係る統括部局に従事する者には、総務省統一研修（プロジェクト管理）を受講させるとともに、実業務での OJT を通じて必要なスキルを習得させる。

○　システム所管部局等に従事する者には、セキュリティ・IT に関する研修として、総務省が実施する「情報システム統一研修」を毎年 250 名以上を目途に受講させる。

　また、出向等については、NISC 及び個人情報保護委員会に毎年複数名を派遣することを目処に関係機関との調整等を行う。

○　幹部職員を含めた全職員には、標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ対策の自己点検を実施するとともに、情報セキュリティインシデントの情報を定期的に周知すること等により、意識啓発を図る。

３．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

　情報システムの適切な運用管理、サイバーセキュリティ対策の指揮監督をする体制を整備するためには、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくことが必要であり、こうした情報システムの運用管理やサイバーセキュリティ対策に関する経験や知識・能力の習得の観点から、国土交通省採用後に想定されるキャリアパスの例は以下のとおりである。

　なお、一部部局においては、業務や情報システムに特殊性・専門性を有しており、情報システムの企画・開発に関する技術面・運用面の知識、スキルの継続的な蓄積を図り、継続的な従事を可能とすることが必要であるため、情報システム関係の専門的

知識を持つとともに、現場の運用業務を理解している職員を個別に確保・育成する。

◆採用・係員（採用年から5年目頃）

・研修：情報システム統一研修

電子政府基礎、情報システム(入門)研修など

・所属部署：総合政策局　等

↓

◆係長クラス（10年目頃）

・研修：情報システム統一研修

情報セキュリティ技術(仮称)、IT調達と発注管理研修など

・所属部署：総合政策局　等

↓

◆課長補佐クラス（20年目頃）

・研修：情報システム統一研修

・所属部署：総合政策局　等

・出向等：　ＮＩＳＣ

↓

◆管理職（30年目頃）

・研修：情報システム統一研修

・所属部署：総合政策局　等

↓

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

・研修：情報システム統一研修

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署

情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署は以下のとおりである。

① セキュリティについて経験することが想定される課室

ⅰ）総合政策局情報政策課

ⅱ）総合政策局行政情報化推進課

ⅲ）国土政策局国土情報課

ⅳ）土地・建設産業局不動産市場整備課

ⅴ）自動車局自動車情報課

ⅵ）航空局交通管制企画課管制情報処理システム室

ⅶ）気象庁総務部企画課

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室

ⅰ）総合政策局情報政策課

ⅱ）総合政策局行政情報化推進課

ⅲ）国土政策局国土情報課

ⅳ）土地・建設産業局不動産市場整備課

ⅴ）自動車局自動車情報課

ⅵ）航空局交通管制企画課管制情報処理システム室

vii）気象庁総務部企画課

viii）気象庁予報部業務課

③　事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室

ｉ）気象庁総務部企画課

ii）海上保安庁総務部情報通信課

４．一般職員の情報リテラシー向上

情報システム及びセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、以下の研修を実施する。

〇新規採用職員向け研修（航空保安大学校学生向け研修を含む）

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：全職員

・受講予定者数：毎年 600 名程度

・実施時期：4 月、7 月、3 月

・実施方法：講義方式

〇役職段階別省内研修

ｉ)係長研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：全職員

・受講予定者数：毎年 190 名程度

・実施時期：5 月、6 月、11 月、2 月

・実施方法：講義方式

ii)課長補佐研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：全職員

・受講予定者数：毎年 50 名程度

・実施時期：6 月、7 月

・実施方法：講義方式

iii）課長級研修

・研修内容：情報セキュリティ研修

・受講対象者：全職員

・受講予定者数：毎年 30 名程度

・実施時期：10 月、2 月

・実施方法：講義方式

29.8.31 提出

防衛省セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画（概要）

１　策定の趣旨

平成２８年度から平成３１年度までの４年間を対象とし、「防衛省セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画」を定める。

２　現状

防衛省・自衛隊において、サイバーセキュリティ対策及び情報システムの適切な運用管理等を推進していくためには、セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成を計画的に推進し拡充を図る必要がある。

３　体制整備

⑴　平成３０年度における機構・定員要求

防衛省においてサイバーセキュリティ・ＩＴを所管する整備計画局情報通信課の体制を次のとおり整備・強化する。

ア　情報化推進体制の強化

防衛省の行政情報化に関する計画を策定し、ＩＴガバナンスの強化のための体制整備、各幕・各機関の枠を超えたシステムの統合・合理化、テレワーク環境の整備を含む業務改革、ＩＴ人材の確保・育成といった取組について、省横断的に推進する必要があり、かかる体制を強化する。

イ　サイバーセキュリティ体制の強化

総括班を新設し、サイバーセキュリティに関連する各施策を横断的に整理、検討する体制を構築するとともに、サイバーセキュリティに関する多国間の交流を所掌する定員を増員し、当該分野における連携強化を推進していく体制を構築する。

⑵　平成３１年度以降の体制整備

サイバーセキュリティ対策及び情報システムの適切な管理等を推進するため、整備計画局情報通信課の体制を引き続き整備・強化する。

４　「橋渡し人材」の確保・育成

⑴　防衛省・自衛隊における「橋渡し人材」

情報保証制度の制定等、システム利用者とシステム管理者あるいは設計者等との間に立ち、セキュリティレベルの確保やシステム運用の利便性・柔軟性の向上を実現する役割を担う人材を、防衛省・自衛隊における「橋渡し人材」とする。

⑵　「橋渡し人材」の確保

- 平成２９年度以降、新規採用職員のうち、セキュリティ・ＩＴに関する学位や資格を有する者から、毎年数名程度を「橋渡し人材」候補とし、初年度からセキュリティ・ＩＴ関連部署及びその他の行政部署をバランス良く経験させる。
- その後、資質が認められれば、係長昇格時から「橋渡し人材」としてのキャリアパスを踏ませる。
- その他の職員についても、係長昇格時に、その時点においてセキュリティ・ＩＴに関する学位や資格を有し、さらに行政的な能力があると認められる者を、毎年数名程度、「橋渡し人材」に選抜する。

⑶　「橋渡し人材」の育成支援プログラム

- 「橋渡し人材」には整備計画局情報通信課等の「橋渡しポスト」での勤務を基本とした上で、所管行政に関する十分な知識を養う機会として行政部署での勤務を、セキュリティ・ＩＴに関する専門性を養う機会として専門部署での勤務を経験させる。
- 内閣官房や総務省が用意する研修や国内外の大学院への留学等を活用することにより、より高度な専門性の習得を図ることとする。

⑷　「橋渡し人材」に対する適切な処遇の確保

セキュリティ・ＩＴに係る業務の専門性・特殊性等を踏まえ、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うこととされたことに鑑み、防衛省において当該業務に従事する「橋渡し人材」に対して適切な処遇を確保するべく取り組むこととする。

５　職員のリテラシー向上

従来の教育に加え、一般職員を対象とした標的型攻撃メール訓練や段階的なＩＴ及びセキュリティに関する教育（集合教育、ｅラーニング）を実施し、防衛省における情報リテラシーの一層の向上を図る。

以　上